



●企画課 kikaku@city.ishikari.hokkaido.jp
●下水道課 gesui@city.ishikari.hokkaido.jp

●総務課 soumu@city.ishikari.hokkaido.jp
●税務課 zeimu@city.ishikari.hokkaido.jp

定期普通救命講習会

心肺蘇生法や異物除去、訓練用AEDを用いた講習会です。受講者には「普通救命講習修了証」をお渡しします。

対象 中学生以上の市民または市内勤務者

日時 12月19日(日)9時～12時

持ち物 筆記用具

費用 無料

申込方法 前日までに電話申込
場所・申込・問合せ 石狩消防署
警備課(花川北1・1)

☎74・7024

消防設備士講習

対象 ①消防設備士免状の交付を受けた日から2年以内で、当講習を受けていない方

②①の講習を受けた日から5年以内で、当講習を受けていない方
③①または②の受講期間を経過している方

日程 平成23年1月12日(水)～3月11日(金)

場所 札幌市ほか

講習区分 特殊消防用設備等(甲種特類)、消火設備(甲乙1・2・3類)、警報設備(甲乙4類・乙7類)、避難設備・消火器(甲乙5類・乙6類)

申込締切 12月17日(金) ※受講

申請書は消防署にあります
問合せ 石狩消防署予防課

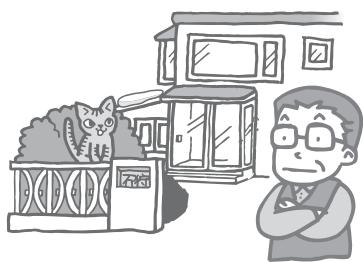
☎74・7165



そのほか

空き家・空き地は
ありませんか

市と市内不動産事業者で組織する「石狩市不動産ネットワーク」(事務局/石狩商工会議所)は、増加する空き家・空き地を活用するため、「石狩市遊休不動産流通支援事業」を行っており、取りまとめた空き家等の情報を市HPで市内への転入・移住を希望する方々へ積極的に情報を提供しています。次に該当する方は、どうぞお気軽にご相談ください。
○市内に空き家等を所有している
て、売却・賃貸などお考えの方
○石狩市への転入、移住をお考えの友人・知人がいる方
問合せ 企画課 ☎72・3161



平成23年石狩市新年交礼会

日時 平成23年1月5日(水)17時30分

場所 花川北コメン

費用 2千円(当日会場で徴収)

主催 石狩市新年交礼会発起人会

申込方法 12月15日(水)までに左記へ参加者全員の住所・氏名・電話番号を連絡

そのほか 車いす、手話通訳が必要の方は申込時にお知らせください

申込・問合せ 総務課
☎72・3149 ☎75・2275

排水設備工事責任技術者 資格登録更新

登録者は4年ごとに資格登録更新の手続きをする必要があります。

更新対象者には、資格登録更新実施案内と申込書を郵送しますので、定められた期間内に手続きを行ってください。

対象 平成18年度に北海道排水設備工事責任技術者試験に合格した方、または資格登録更新手続きを行った方で、資格登録期間が平成23年3月31日で満了する資格登録者

費用 5千円(資格認定書交付あり)

手数料、テキスト代込み

申込期間 平成23年1月17日(月)～21日(金)9時～15時30分

申込・問合せ 下水道課

☎72・3175

平成23年度償却資産申告 にご協力を

市内で事業を営む個人または法人の方は、土地や家屋以外の事業用資産(償却資産)の所有状況を申告する必要があります。市では例年、申告される方に申告関係書類を送付していますが、初めて申告される場合や、12月下旬までに関係書類がお手元に届かない場合はご連絡ください。

提出期限 平成23年1月31日(月)
問合せ 税務課 ☎72・6120

陸上自衛隊高等工学校 生徒募集

応募資格 平成6年4月2日～平成8年4月1日までの間に生まれた男子で、中学校卒業(見込みを含む)の方

受付期間 平成23年1月7日(金)まで

そのほか 高卒資格を取得できます。身分は特別職国家公務員(生徒)で、月額9万4900円の生徒手当、年2回の期末手当あり

問合せ 自衛隊札幌地方協力本部江別地域事務所

☎011・383・8955

季節労働者通年雇用 人材育成事業(第2期)

対象 市内在住で平成21年度または22年度の雇用保険特例受給資格証をお持ちの方

講習科目 クレーン(床上操作式・小型移動式)運転、フォークリフト運転、車両系建設機械(整地等)運転、高所作業車運転、玉掛け、介護ヘルパー2級

受講期間 平成23年1月(資格などにより期間が異なります)
講習機関 (株)日立建機教育センター北海道教習所(新港中央2

☎64・6388)

※介護関係は(株)さくらコミュニティサービス日本福祉アカデミー麻生校(札幌市北区北40西4

☎0120・184・294)

定員 若干名(申込多数時抽選)

費用 無料(交通費は自己負担)

申込方法 講習機関へ希望講習の日程を確認し仮申し込みした後、12月1日(水)～14日(火)に左記協議会へ申し込み
問合せ 市季節労働者通年雇用促進協議会(商工労働観光課内)
☎72・3166

旅館業を営んでいる方へ

風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律施行令が改正され、ラブホテル営業に該当する施設・設備の要件が追加されます。

現在の営業所が新たに規制対象となり、平成23年1月以降も継続営業する場合は、同年1月中に警察署への届け出が必要です。

問合せ 北海道警察本部保安課
ラブホテル対策プロジェクト
☎011・251・0110（内線3157・3158）

石綿による疾病に気付いていない方を探しています

石綿を吸い込んだことにより発症する中皮腫や肺がんなどの疾病は、病気の原因が仕事にあったことを、医師も本人も気付いていなかった状況です。この結果、労働者の遺族の方の中には、労災保険給付を請求する権利を時効により失っている方もいます。

このようなことから、「石綿による健康被害の救済に関する法律」が施行され、平成13年3月26日以前に石綿による疾病を発症し、死亡した労働者の遺族で、労災保険法の遺族補償給付を受けられる権利が時効により消滅した方

に対して特別遺族給付金が支給されています。

この特別遺族給付金の請求期限は、平成24年3月27日までとなつていきますので、お心当たりのある方は、早急に左記までお問い合わせください。

問合せ 北海道労働局
☎011・709・2311

自動車検査証の住所変更

市町村合併に伴う住所変更が反映されていない自動車検査証（車検証）については、申し出により合併後の住所へ変更します。特に手続きをされなくても問題はありませんが、希望される方は車検証をお持ちの上、手続きしてく

ださい。

場所・問合せ 札幌運輸支局（札幌市東区北28東1）
☎011・731・7182

石狩ハイスタンプ会

ためたシールで参加できる各種イベントを企画しています。

【ダブルチャンス・灯油抽選会】

抽選で20人の方に灯油100ℓをプレゼント。詳しくは12月1日（水）の新聞（道新、読売、朝日、毎日）折込チラシをご覧ください。

【中央バスカード】

満貼台紙5冊で中央バスカード1枚（3千円）と交換。先着8人、1人1枚。

受付 12月6日（月）10時～

申込・問合せ 石狩ハイスタンプ会事務所（花川南2・2）
☎72・4575（月～金曜 10時～16時）

中退共の退職金制度を ご利用ください

中小企業で働く従業員のための外部積立型の国の退職金制度です。短時間労働者の方のための特別掛金月額も用意されています。また、国による掛金助成や税法上の優遇も受けられます。

問合せ 独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
☎03・3436・0151

市民の声を活かす条例 審議会のうごき

●10月の審議会等開催状況

開催日	審議会名称(担当課)	主 な 議 題	公開 区分	傍聴 者数
13	北石狩衛生センター運営検討会議 (低炭素社会推進担当)	北石狩衛生センターの今後の運営管理のあり方について	公開	0
14	男女共同参画推進委員会(協働推進・市民の声を聴く課)	第2次石狩市男女共同参画計画の策定について	公開	1
15	使用料、手数料等審議会(財政課)	石狩市建築確認申請等手数料の改定について(諮問)	公開	0
27	浜益区地域協議会 (浜益支所地域振興課)	平成23年度以降の地域振興事業について	公開	0
28	障害者自立支援認定審査会(障がい支援課)	障害者自立支援法に基づく介護給付申請者の障害程度区分の審査	非公開	—
29	厚田区地域協議会 (厚田支所地域振興課)	地域振興事業の取り組みについて	公開	0
	介護認定審査会 (高齢者支援課)	要介護認定の審査、判定 (10月中6回開催)	非公開	—

問合せ 協働推進・市民の声を聴く課 ☎72-3153
✉kyoudou@city.ishikari.hokkaido.jp

平成23・24年度 競争入札参加資格審査申請

市が発注する工事・設計・物品購入などの入札参加を希望する方は、あらかじめ申請書を提出し、資格審査を受けて登録をしなければなりません。詳しくは市HPでもご覧いただけます。

受付期間 平成23年1月11日（火）～2月4日（金）

※申請者名称の頭文字によって受付日が異なります

申請者名称の頭文字	受付期間
あ・ま行	1月11日（火）～14日（金）
さ・な行	1月17日（月）～21日（金）
か・た行	1月24日（月）～28日（金）
は・や・ら・わ行	1月31日（月）～2月4日（金）

受付時間 9:30～11:00、14:00～16:30

受付場所 市役所4階401会議室

資格要件

【建設工事希望の場合】 ①平成23年1月1日現在で許可を受けてから引き続き2年以上その事業を営んでいて、直前2年度分の決算において完成工事高があること ②国土交通大臣または都道府県知事が行う経営事項審査を受けていること（総合評定値Pを申請していること）

【浄化槽工事希望の場合】 ①平成23年1月1日現在で引き続き2年以上その事業を営んでいること ②浄化槽法第21条第1項の規定に基づき知事の登録を受けていること、または同法第33条第3項の届出をしていること ③浄化槽法第2条第10号の規定に基づく浄化槽設備士を常時雇用していること

【設計・測量等希望の場合】 平成23年1月1日現在で引き続き2年以上その事業を営んでいて、直前決算において事業高があること

【物品の購入・印刷および業務委託希望の場合】 平成23年1月1日現在で引き続き2年以上その事業を営んでいること

【浄化槽保守点検業務希望の場合】 ①浄化槽法第48条第1項の規定に基づき知事の登録を受けていること ②営業所ごとに専任の浄化槽管理士を置いていること

問合せ 契約課 ☎72-3155

✉keiyaku@city.ishikari.hokkaido.jp